

テーマ 1 消費税の概要

理論：重要度 ★

計算：重要度 ★

これから消費税法を学習するにあたり、学習の範囲や法律の体系及び基礎的知識を身に付ける必要がある。ここではそれらの内容を確認していくこととする。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1 - 1	消費税の学習範囲	No. 1 第 1 回
1 - 2	消費税の性格	No. 1 第 1 回
1 - 3	消費税の仕組み	No. 1 第 1 回

1 - 1 消費税の学習範囲

税理士試験における消費税法の出題範囲は、「消費税法。消費税法に関する事項のほか、租税特別措置法、国税通則法など消費税法に関連する他の法令に定める関係事項を含む。」となっている。

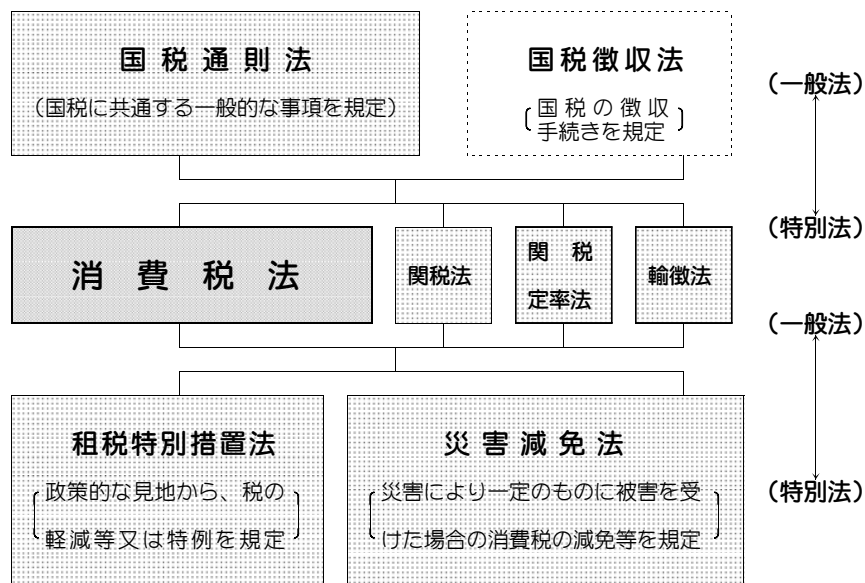
具体的には、次のものが該当する。

- | | | |
|---------|-------------------------|-----------|
| ① 消費税法 | ② 国税通則法 | ③ 租税特別措置法 |
| ④ 災害減免法 | ⑤ 国税徴収法 | ⑥ 関税法 |
| ⑦ 関税定率法 | ⑧ 輸入品に対する内国消費税の徴収に関する法律 | |

ただし、上記の各法律のうち「⑤ 国税徴収法」は、独立した試験科目として実施されるため、出題範囲からは除かれている。

1 各法律の関係

これらの学習範囲に含まれる各法律の関係を図示すると次のようになる。

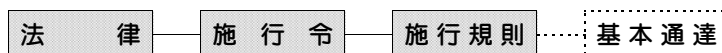


※ 各法律の適用については、特別法は一般法に優先して適用される。

上記の各法律の中で、学習の中心となるのは「消費税法」であり、その学習の9割以上を占めることとなる。

2 消費税法の構成

(1) 税法の構成



法 律 (本 法)	国会で定められたもので、法の根幹をなす重要事項である。
施 行 令 (政 令)	内閣が制定する命令で、技術的、専門的事項の細目等を定めたものである。
施 行 規 則 (省 令)	財務大臣、各省大臣が発する命令で、手続的、様式的事項を定めたものである。
基 本 通 達	上級行政庁が、法令の解釈や運用方針などについて、下級行政庁に発する命令、指令で、租税においては、国税庁長官によって行われている。しかし、基本通達は直接拘束力を持つものではない。

(2) 消費税法の法律構成

【法 律】(第1条～第67条)	
第1章 総 則 (第1条～第27条)	① 定 義 ② 課税の対象 ③ 納税義務者及び免税事業者 ④ 納税義務の成立 ⑤ 納税地
第2章 課税標準及び税率 (第28条・第29条)	① 課税標準 ② 税 率
第3章 税額控除等 (第30条～第41条)	① 消費税額の控除
第4章 申告、納付、還付等 (第42条～第56条)	① 中間申告 ② 確定申告 ③ 還付を受けるための申告 ④ 引取りの申告 ⑤ 中間申告による納付 ⑥ 確定申告による納付 ⑦ 引取りに係る納付 ⑧ 還 付 ⑨ 更正の請求
第5章 雑 則 (第57条～第63条の2)	① 届 出 ② 帳簿の備付け等 ③ 国、地方公共団体等に対する特例 ④ 質問検査権 ⑤ 価格の表示
第6章 罰 則 (第64条～第67条)	① 消費税のほ脱犯 ② 無申告犯 ③ 秩序犯
【附 則】	① 経過措置 ② 消費税法施行に伴う他法の一部改正
【別表第一】	非課税項目 (国内取引)
【別表第二】	非課税項目 (輸入取引)
【別表第三】	特殊法人等

1 - 2 消費税の性格

1 消費税は、ものの消費に対して広く薄く課税

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

また、輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は消費に広く薄く負担を求めるという観点から、「一般消費税」と呼ばれている。

法 律	課 税 対 象	税 率
消費税法	物やサービスの消費（広く課税）	一律5%（薄く課税）
所得税法	個人の所得	5%～40%超過累進課税
法人税法	法人の所得	30%（普通法人等）
相続税法	財 産	10%～50%超過累進課税

2 消費税の課税権者

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、**国税4%、地方税1%**となっている。

なお、受験においては、**国税4%部分に着目**して学習することとなる。

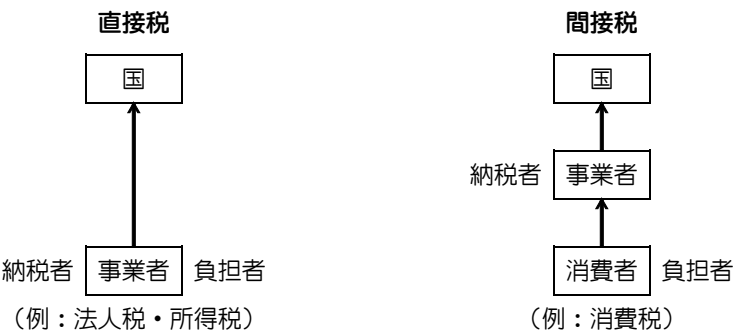
国 税	「消費税(税率4%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率1%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

3 消費税は間接税である

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「**直接税**」、税の負担者と納税者が異なる税金を「**間接税**」という。

消費税は、法律上の納税者と実際の税の負担者が一致せず、税負担の転嫁が行われることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

4 消費税の徴収方法

税金の徴収方法によって税金を区分した場合、「申告納税方式」と「賦課課税方式」とに区分される。

消費税法は、国内取引に関しては「**申告納税方式**」を採用し、輸入取引に関しては「**申告納税方式**」と「**賦課課税方式**」の両方を採用している。

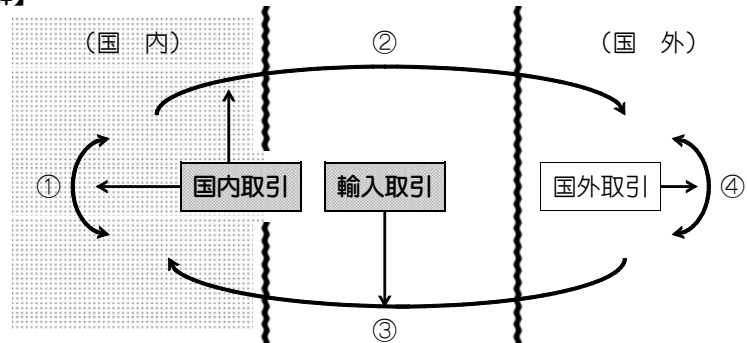
申告納税方式	税金を納税者自らが計算し、自らが申告して納める方法 ⇒「消費税(国内取引)」「消費税(輸入取引)」「法人税」等
賦課課税方式	税金を課する国や地方公共団体が税額を計算し、その計算された税額を納める方法 ⇒「消費税(輸入取引)」「固定資産税」「不動産取得税」等

5 国内取引・輸入取引

取引を大きく区分すると、①「国内取引」②「輸出取引」③「輸入取引」④「国外取引」に分けられる。

消費税においては、①「国内取引」と②「輸出取引」をまとめた広い意味での「国内取引」と③「輸入取引」に課税することとしている。

【図 解】

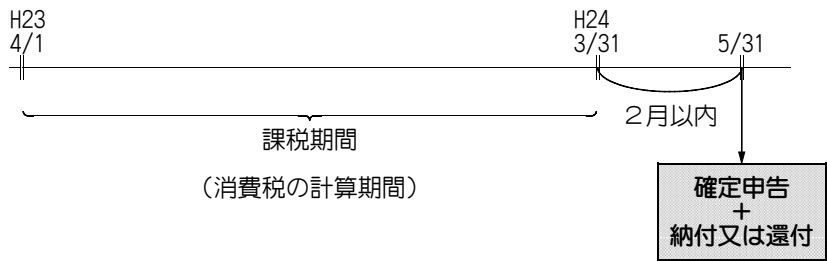


① 国内取引（狭義）	国内取引（広義）	} 消費税の対象
② 輸出取引		
③ 輸入取引		
④ 国外取引		⇒ 消費税の対象外



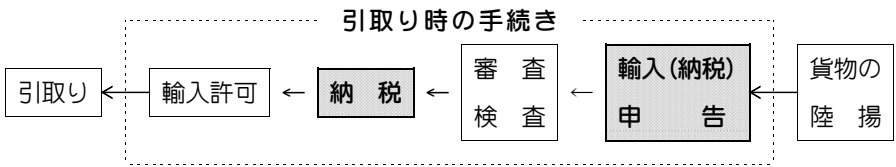
参 考 消費税の申告及び納付等の流れ

(1) 国内取引（例：3月決算法人の場合）



※ 事業者によっては、課税期間の中途において、納付税額の一部前払いとして中間申告及び納付を行う。

(2) 輸入取引



6 消費税法学習上の用語

事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度（例：4月1日～翌年3月31日）
売上げ	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」となる。
仕入れ	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」となる。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

1 - 3 消費税の仕組み

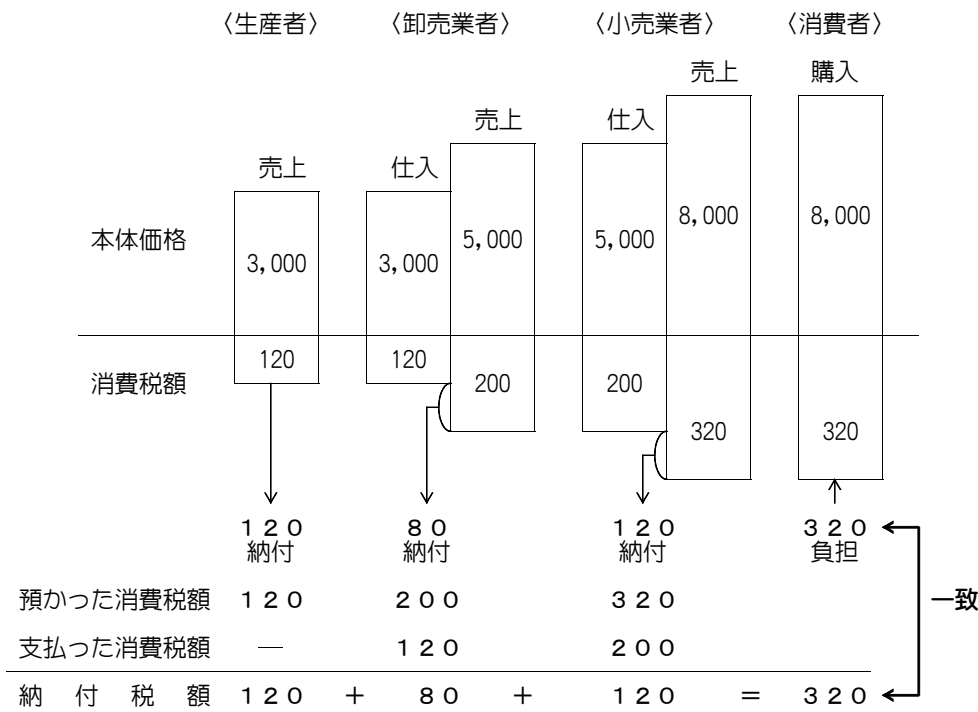
1 多段階累積控除

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「多段階累積控除」の仕組みが採られている。

※ 税率

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、国税4%、地方税1%となっている。
受験においては、**国税4%部分に着目**して学習することとなる。

【図 解】流通の過程



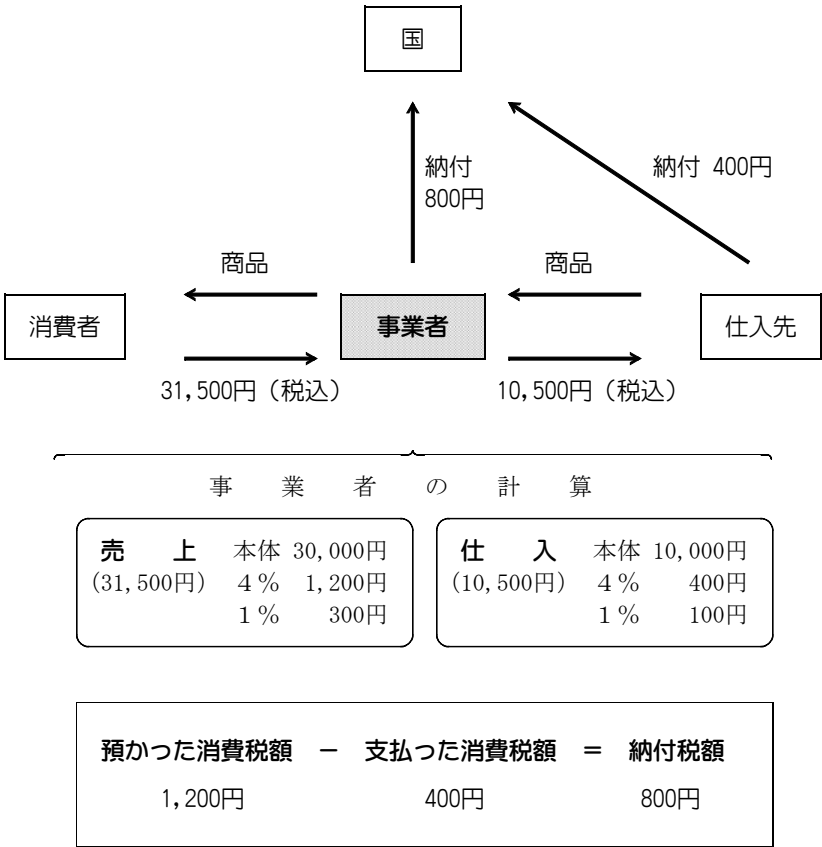
【多段階累積控除】

$$\text{「預かった消費税額」} - \text{「支払った消費税額」} = \text{「納付税額」}$$

2 納付税額の計算の流れ

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。

【図 解】



設 例

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 課税売上高 | 126,211,680円 |
| (2) 課税仕入高 | 89,250,420円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 700,000円 |

解 説

(1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額の計算）

① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込のまま、すべて合計する。

ロ イの金額に $\frac{100}{105}$ を乗じる。（税抜にする。）

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

$$126,211,680円 \times \frac{100}{105} = 120,201,600円 \longrightarrow 120,201,000円（千円未満切捨）$$

② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に4%を乗じる。

$$120,201,000円 \times 4\% = 4,808,040円$$

(2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額の計算）

① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込のまま、すべて合計する。

② ①の金額に $\frac{4}{105}$ を乗じる。（国税部分を求める。）

$$89,250,420円 \times \frac{4}{105} = 3,400,016円$$

(3) 差引税額

① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

② 百円未満の端数を切り捨てる。

$$4,808,040円 - 3,400,016円 = 1,408,024円 \longrightarrow 1,408,000円（百円未満切捨）$$

(4) 納付税額

中間納付として納付税額を一部前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

$$1,408,000\text{円} - 700,000\text{円} = 708,000\text{円}$$

 計算パターン

1 課税標準額

$$\text{課税売上高（税込）} \times \frac{100}{105} = \text{XXX,XXX円（＊）} \rightarrow \text{XXX,000円}$$

（千円未満切捨）

2 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額} \times 4\% = \text{XXX,XX0円}$$

3 控除対象仕入税額

$$\text{課税仕入高（税込）} \times \frac{4}{105} = \text{XXX,XXX円（＊）}$$

4 差引税額

$$\text{課税標準額に対する消費税額} - \text{控除対象仕入税額} = \text{XXX,XXX円} \rightarrow \text{XXX,X00円}$$

（百円未満切捨）

5 納付税額

$$\text{差引税額} - \text{中間納付消費税額} = \text{XXX,X00円}$$

（＊）円未満の端数は、切り捨てること。コメントを書く必要はない。

 研究 還付を受ける税額があるとき

上記計算パターンにおいて、「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を控除して、控除しきれない場合の4、5の計算は次による。

4' 控除不足還付税額

$$\text{控除対象仕入税額} - \text{課税標準額に対する消費税額} = \text{XXX,XXX円}$$

※ 百円未満切捨はしない

5' 中間納付還付税額

$$\text{中間納付消費税額} - \text{差引税額} = \text{XXX,X00円}$$

参 考 会 計 处 理

消費税の経理処理の方式としては、税込経理方式と税抜経理方式がある。

<経理方式と仕訳処理>

- (1) 仕入時 商品10,500,000円（税込み）を仕入れ、代金を買掛金とした。
- (2) 売上時 商品31,500,000円（税込み）を売上げ、代金を売掛金とした。
- (3) 決算時
- (4) 納付時 消費税額1,000,000円を現金で納付した。

区 分	仕	訳
	税 抜 経 理 方 式	税 込 経 理 方 式
(1)	(仕 入) 10,000,000円 (仮払消費税) 500,000円 / (買 掛 金) 10,500,000円	(仕 入) 10,500,000円 ① / (買 掛 金) 10,500,000円
(2)	(売 掛 金) 31,500,000円 / (売 上) 30,000,000円 (仮受消費税) 1,500,000円	(売 掛 金) 31,500,000円 / ② (売 上) 31,500,000円
(3)	(仮受消費税) 1,500,000円 / (仮払消費税) 500,000円 (未払消費税) 1,000,000円	—
(4)	(未払消費税) 1,000,000円 / (現 金) 1,000,000円	(租 税 公 課) 1,000,000円 / (現 金) 1,000,000円

<税込経理方式による損益計算書>

消費税法の計算学習は、主に税込経理方式による損益計算書等をベースに進められる。

損 益 計 算 書

I 売 上 高		31,500,000円②
II 売 上 原 価		
期首商品棚卸高	200,000円	
当期商品仕入高	10,500,000円①	
合 計	10,700,000円	
期末商品棚卸高	250,000円	10,450,000円
売 上 総 利 益		21,050,000円

<納付税額の計算>

(例) 次の場合における納付すべき消費税額を求めなさい。

課税売上高 31, 500, 000円

課税仕入高 10, 500, 000円

1 課税標準額

$$31, 500, 000 \text{円} \times \frac{100}{105} = 30, 000, 000 \text{円 (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30, 000, 000 \text{円} \times 4 \% = 1, 200, 000 \text{円}$$

3 控除対象仕入税額

$$10, 500, 000 \text{円} \times \frac{4}{105} = 400, 000 \text{円}$$

4 差引税額

$$1, 200, 000 \text{円} - 400, 000 \text{円} = 800, 000 \text{円 (百円未満切捨)}$$

<地方消費税額の計算>

$$800, 000 \text{円} \times 25 \% = 200, 000 \text{円}$$

<メ モ>

テーマ 2 国内取引の課税の対象

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、最も重要な論点である。

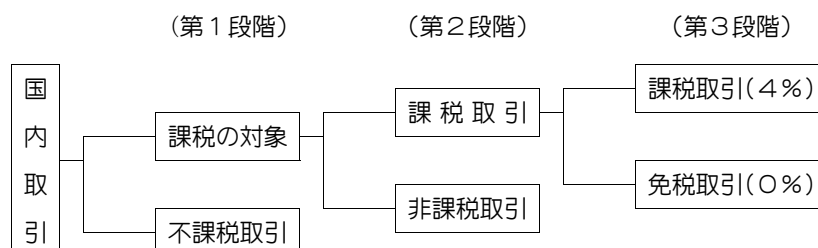
ここでは国内取引の課税の対象の概要を学習する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2 - 1	課税の対象の概要	No. 1 第 1 回

2 - 1 課税の対象の概要

消費税が課税される取引を、次の手順に従って分類していくこととなる。



1 課税の対象と不課税取引

国内取引の分類の手順として第一にしなければならないのが、「**課税の対象**」と「**不課税取引**」を分けることである。

課税の対象とは「**消費税法が適用されるもの**」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(1) 課税の対象（国内取引）（法4①）

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**には、**消費税を課する**。

(2) 資産の譲渡等（法2①八）

事業として対価を得て行われる**資産の譲渡**及び貸付け並びに役務の提供をいう。

(3) 国内取引の課税の対象となるための4要件

上記(1)及び(2)から、次の4要件が導き出され、この**4要件をすべて満たした場合**に、国内取引の課税の対象（消費税法が適用されるもの）となる。

なお、この4要件は、**最重要論点**である。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（※）であること。

※1 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（＝売上げ）

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、売上げを認識している。

- イ 資産の譲渡 …… 商品の販売、資産の売却など
- ロ 資産の貸付け … 建物の賃貸、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供（広告宣伝、修理など）を行うことなど

※2 資産の譲受け、借受け、役務の提供（＝仕入れ）

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、仕入れを認識している。

- イ 資産の譲受け … 商品の仕入れ、資産の購入など
- ロ 資産の借受け … 建物の賃借、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供（広告宣伝、修理など）を受けることなど

🔄 トレーニング 問題8(1)・9

設 例

次の取引のうち「課税の対象」となるものを選びなさい。なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が行う商品の販売
- (2) 法人が行う商品の輸出販売
- (3) 法人による株式の売却
- (4) 法人から従業員への乗用車の贈与

解 説

【解 答】

(1)、(2)、(3)

【解 説】

課税の対象の4要件をすべて満たすか否かを判定する。

ただし、本設例は問題文より「①国内において（国内取引）」という要件は満たしているため、残りの3つの要件について判定することとなる。

- (1) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当（テーマ2－3において詳細学習）
③対価を得て…販売代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…商品の販売は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象となる

- (2) (1)と同様に判定 ∴ 課税の対象となる

(注) 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため（テーマ1－2参照）、国内取引の要件は満たしていることに注意する。

- (3) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…売却代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…株式の売却は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象となる

- (4) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…贈与であるため、対価を収受していない
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…乗用車の贈与は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象とならない

2 課税取引と非課税取引

(1) 非課税取引（法6①）

「税の性格から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づくもの」等の特殊な性質のものをいくつか選び出し、限定して、それらについて消費税を課税しないこととしている。

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

国内取引の非課税【別表第一】

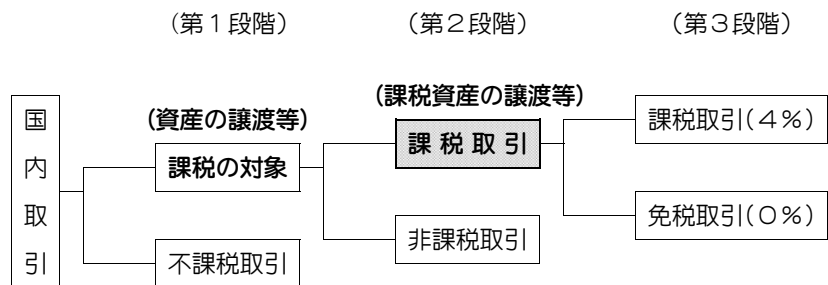
税の性格から課税することになじまないもの
1 土地等の譲渡及び貸付け 2 有価証券等の譲渡 3 利子に対価とする金銭の貸付け等 4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡 5 物品切手等の譲渡 6 行政手数料等 7 外国為替業務に係る役務の提供
社会政策的な配慮に基づくもの
8 社会保険医療等 9 社会福祉事業等 10 助産に係る資産の譲渡等 11 埋葬料、火葬料に対価とする役務の提供 12 身体障害者用物品の譲渡等 13 学校等の教育に関する役務の提供 14 教科用図書の譲渡 15 住宅の貸付け

(2) 課税取引（法2①九）

「資産の譲渡等」から上記(1)の「非課税取引」を除いた取引が「課税取引」となる。条文上は「課税資産の譲渡等」として規定されている。

課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

【図 解】



③ 免税取引

「消費地課税主義」や「国際競争力の低下防止」の観点から、一定の輸出取引については消費税を免除する規定が定められている。

【輸出免税等】（法7①）

事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、**輸出取引等（※）**に該当するものについては、**消費税を免除する**。

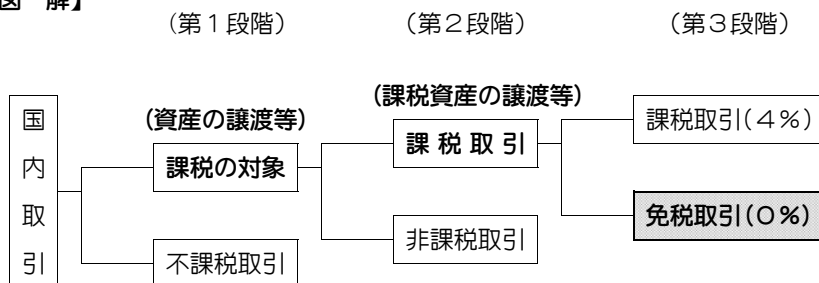
※ 輸出取引等とは

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② …以下省略

免税取引は、課税資産の譲渡等（課税取引）ではあるが、消費税がかからないことから、この「免税取引」のことを「**0%課税取引**」とも呼ぶ。

詳細は、テーマ6で学習する。

【図 解】



参考 消費地課税主義とは？

国内において消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「**消費地課税主義**」という。したがって、日本の消費税を輸出先である国外（法施行地外）に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

設 例

次の取引を「課税取引（４％）」「免税取引」「非課税取引」「不課税取引」に分類しなさい。

なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が行う商品の販売
- (2) 法人が行う商品の輸出販売
- (3) 法人が行う株式の売却
- (4) 法人から従業員への乗用車の贈与

解 説

【解 答】

- (1) 課税取引（４％）
- (2) 免税取引
- (3) 非課税取引
- (4) 不課税取引

【解 説】

- (1) 第１段階…課税の対象の４要件を満たすため、課税の対象となる
第２段階…非課税取引に該当しない
第３段階…輸出取引等に該当しない ∴ 課税取引（４％）
- (2) 第１段階…課税の対象の４要件を満たすため、課税の対象となる
第２段階…非課税取引に該当しない
第３段階…輸出取引等に該当する ∴ 免税取引
- (3) 第１段階…課税の対象の４要件を満たすため、課税の対象となる
第２段階…非課税取引（有価証券等の譲渡）に該当する ∴ 非課税取引
- (4) 第１段階…課税の対象の４要件を満たしていない（対価を収受していない）ため、不課税取引となる

テーマ 3 輸入取引の課税の対象

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、最も重要な論点である。

ここでは輸入取引の課税の対象の概要を学習する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
3-1	課税の対象の概要	No.1 第1回

3 - 1 課税の対象の概要

海外から資産を輸入し、国内で消費する場合には、「消費地課税主義」の見地から、消費税を課することとなっている。

1 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

2 非課税（別表第二）

輸入取引についても、国内取引と同様に、消費税を課さない非課税項目が定められている。

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

【輸入取引の非課税（別表第二）】

- 1 有価証券等
- 2 郵便切手類
- 3 印 紙
- 4 証 紙
- 5 物品切手等
- 6 身体障害者用物品
- 7 教科用図書

🔄 トレーニング 問題 8(2)

！今回のポイント

●テーマ1 消費税の概要

1. 消費税の学習範囲及び法律体系を知る。
2. 消費税を学習するにあたり、必要な基礎的事項を確認する。
3. 消費税は誰がどのようにして納めるものなのかを知る。
4. 消費税の納付税額の計算方法を押さえる。

●テーマ2 国内取引の課税の対象

1. 課税の対象となるための4要件があることを押さえる。
2. 国内取引の取引分類（課税・免税・非課税・不課税）の大枠をつかみ、課税取引を見つけられるようになる。

●テーマ3 輸入取引の課税の対象

輸入取引の取引分類（課税・非課税）の大枠をつかみ、課税取引を見つけられるようになる。